

平成 18 年 5 月 18 日

各位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル
(コード番号: 4290 ヘラクレス市場)
本社所在地 東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
代表者名 代表取締役 玉上 進一
問合せ先 経営企画室 西田 直弘
TEL (03) 5213-0220 (代表)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記の通り決議いたしましたので、お知らせします。

記

当社及び当社グループは企業価値を継続的に高めていくという基本方針の下、これを実現するために随時必要な施策を実施していくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつだと位置付け、強化に取り組んでおります。

この度の会社法改正による内部統制システム構築の基本方針に関しては、既に実施している当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制を会社法及び会社法施行規則に基づいて一層の強化と整備を目的としております。

この基本方針の下、新たに内部統制委員会を設置し、当社及び当社グループ企業集団を、統括的に管理・運営するものといたします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法 第 362 条第 4 項第 6 号)

(会社法施行規則 第 100 条第 1 項第 4 号)

新たに役員倫理規程を設置して、必要に応じ外部の専門家を起用し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するものとし、代表取締役を中心とした、取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとする。併せて内部統制委員会において、コンプライアンス・マニュアルの整備、研修の実施、内部通報制度の検証、その他コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定・運営し、取締役会、監査役会にその状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則 第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る情報については、文章管理規程を改訂し、総務部を主管として、適切に保存及び管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則 第100条第1項第2号)

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、リスク管理委員会を新たに設置し、リスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について審議・決定・運営し、取締役会、監査役会にその状況を報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 第100条第1項第3号)

取締役の職務執行における効率性の確保は、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行うものとする。その運営状況については、監査役及び監査役会が監査を行うものとする。

取締役は取締役会において、予め各々の業務分掌範囲を定め、監査役及び監査役会に対して、報告をするものとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則 第100条第1項第5号)

新たに子会社(国内及び海外を含む。)を管理する部門を設置するとともに、子会社管理規程を策定し、子会社及び関係会社の運営を管理、指導する。また、子会社の取締役とは情報共有を保持し、適正な業務運営がなされているかを確認、必要な場合には是正を求めるものとする。

当社及び子会社の監査役は互いに意思疎通を図り、情報の交換に努めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

(会社法施行規則 第100条第1項第1号)

当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する専任部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用人とし、監査役及び監査役会が総務部と協議の上選任した使用人を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させることとする。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する体制

(会社法施行規則 第100条第3項第2号)

監査役室員としての使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合には、総務部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 第100条第3項第3号、第100条第3項第4号)

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役及び監査役会に直接報告を行うものとする。

また監査役監査規程を改訂し、監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとする。

以 上